

県自然環境保全条例第24条届出について

1. 場所（鹿児島県自然環境保全条例第24条，同規則第34条）

- 1 自然公園（自然公園法）
- 2 自然環境保全地域及び原生自然環境保全地域（自然環境保全法）
- 3 県自然環境保全地域（鹿児島県自然環境保全条例）
- 4 保安林等^{（注）}の区域（森林法）
- 5 市街化区域又は風致地区（都市計画法）
- 6 特別緑地保全地区（都市緑地法）
- 7 史跡名勝天然記念物の地域（文化財保護法）
- 8 指定史跡名勝天然記念物の地域（鹿児島県文化財保護条例）
- 9 鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）
- 10 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）

→ 以外の地域で

2. 主体（鹿児島県自然環境保全条例第24条ただし書き）

国等（国，地方公共団体，独立行政法人都市再生機構，独立行政法人緑資源機構，日本道路公団，独立行政法人水資源機構，日本下水道事業団，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構，鹿児島県住宅供給公社，鹿児島県道路公社）以外のものが

3. 規模（鹿児島県自然環境保全条例施行規則第32条）

一団1ヘクタールを超えて

4. 行為（鹿児島県自然環境保全条例第24条，同規則第31条）

- 1 宅地の造成
- 2 ゴルフ場の建設
- 3 土石の採取
- 4 建築物その他の工作物を新築し，改築し，増築すること
- 5 土地を開墾し，その他土地の形質を変更すること
- 6 鉱物を採掘すること
- 7 水面を埋め立て，又は干拓すること
- 8 樹根を採掘すること

→ をする場合

5. 期限（鹿児島県自然環境保全条例第24条）

その行為に着手しようとする日の30日前までに

6. 届出（鹿児島県自然環境保全条例第24条）

知事にその旨を届け出なくてはならない

（注）保安林等：保安林，保安施設地区

※添付書類等（施行規則第33条第2項）

- （1）位置図（縮尺：25,000分の1程度）
- （2）字図の写し
- （3）現況写真
- （4）計画平面図（縮尺：3,000分の1以上）
- （5）その他知事が必要と認める書類及び図面

■ 問い合わせ先
鹿児島県環境林務部
自然保護課 自然公園係
TEL 099-286-2617